

□■養成所ニュースプラス第 37 号 2024□■

1948 (昭和 23) 年 12 月 10 日の国際連合第 3 回総会で、全ての人と全ての国とが達成すべき共通の基準として、基本的人権尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が採択されたことから、12 月 10 日は、「人権デー」として定められています。国際連合広報センターでは、先日亡くなられた谷川俊太郎さんとアムネスティ・インターナショナル日本が分かりやすい日本語に訳した「やさしい日本語で読む世界人権宣言」を紹介しています。受験勉強の気分転換にいかがでしょうか。

Plus Quiz は、「低所得者に対する支援と生活保護制度」(現、貧困に対する支援)から「低所得者の支援を行う組織や制度」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz ・ ・ ・ ・ ・

【第 32 回問題 69】低所得者の支援を行う組織や制度に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及びその家族等からの相談に応じ、生活困窮者自立相談支援事業の利用勧奨等を行う事業を行うことができる。
2. 生活困窮者自立相談支援事業の相談支援員は、社会福祉主事でなければならないと社会福祉法に定められている。
3. 民生委員は、地域の低所得者を発見し、福祉事務所につなぐために市長から委嘱され、社会奉仕の精神で住民の相談に応じる者である。
4. 住宅を喪失した人への支援策として、無料低額宿泊所は全ての市町村が設置しなければならない。
5. 生活困窮者一時生活支援事業は、生活保護の被保護者が利用する事業である。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info ・ ・ ・ ・ ・

- ・ (35 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・ (36 期生) 教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練) の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・ 受講の手引の表紙裏 (表紙の次のページ) に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info ・ ・ ・ ・ ・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・ 第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日 (日) です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411867&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目 (午前・午後の内訳) が公開されました。

- ・ 令和 6 年 12 月 6 日に、第 37 回社会福祉士国家試験の受験票が東京都内の郵便局から投函 (郵送) されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411868&c=3246&d=99c7>

- ・ 第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411869&c=3246&d=99c7>

- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411870&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

- ・ 本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせはすでに郵送しておりますので、ぜひ受講してください。

また、12月5日（木）に国家試験直前対策講座（有料）のご案内を発送しました。是非ご活用ください。

受験対策ページへアクセスはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411871&c=3246&d=99c7>

※11月29日に2本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」動画を公開しました。3本目の公開まで今しばらくお待ちください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411872&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第37期生の出願を受け付けております。

現在、2期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411873&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411874&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1411875&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

この科目についてはメルマガ第13号でも紹介したとおり、生活保護制度を中心に出题されてきましたが、新出題基準では「生活困窮者自立支援法」や低所得者対策と同列の中項目となりました。国・都道府県・市町村の役割や各機関・専門職との連携等も重要なポイントで、実際の支援に関する事例問題でも取り上げられそうです。

今回は低所得者の支援に関する問題を取り上げました。「生活困窮者自立支援法」や「社会福祉法」「民生委員法」を根拠とする幅広い知識が求められています。「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」であり、「生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにする」包括的な支援体制でもあります。各事業の内容とともに義務か任意か、専門職の業務内容等を理解しておくことが必要です。

新たに新出題基準に加わった中項目は、今まで他科目も含めて何らかの出题があったので、過去問により対策もできます。時間があれば、大項目「貧困の概念」「貧困の歴史」について、小項目に例示されているものを中心にテキストや受験参考書で確認しておくと思います。

1. ○「生活困窮者自立支援法」第11条では、「相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる」と規定しています。
2. ×相談支援員については、選択肢のような規定はありません。「社会福祉法」第18条では、都道府県の社会福祉主事の職務は「生活保護法」「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に関する業務であり、市町村の社会福祉主事は、加えて「老人福祉法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」に関する業務を行うと規定しています。
3. ×民生委員は、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱します。
4. ×住宅喪失者への支援策でもなく、全ての市町村に設置義務があるものでもありません。無料低額宿泊所は、生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸付け、または宿泊所等の施設を利用させるもので、第二種社会福祉事業です。

5. ×生活困窮者一時保護事業は、「生活困窮者自立支援法」による事業であり、生活保護の被保護者は、本法の生活困窮者には該当しません。生活困窮者一時生活支援事業は、住居のない者へ一定期間衣食住等の提供等を行なう他、生活困窮者やホームレス自立支援センター等の退所者や地域社会から孤立した状態にある者に、一定期間、訪問等による見守りや生活支援を行います。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus